

平成 27 年 9 月 30 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

### 平成 27 年の職員課の弁護士相談等に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のとおり質問する。

1 件名

平成 27 年の職員課の弁護士相談等

2 質問の要旨

平成 27 年に入ってから、職員課が弁護士、社会保険労務士に相談、依頼した案件について、一件一件全て、その内容、日時、担当した職員、その際の弁護士、社会保険労務士の回答、見解について、全てを明らかにせよ。（平成 27 年 9 月 30 日時点）以上。

3 答弁を求める者

瀧澤副市長

4 答弁の期限

㊦（平成 27 年 10 月 7 日まで） ・ 無

（理由：不誠実な答弁を改めて全てを隠さず市長、職員各位良心に従い、明らかに誠実に速やかに答弁することを求める。緊急質問についても検討している為。）